

# 次期審議会における今後の検討の方向性

神奈川県営水道事業審議会

令和 8 年 2 月

## 目 次

はじめに	.....	1
I 施設整備関係	.....	2
II 料金体系関係	.....	6
1 料金改定後の状況分析	.....	6
2 基本料金のあり方	.....	8
3 基本水量のあり方	.....	9
4 逡増制のあり方	.....	10
III 料金制度関係	.....	11
1 水道利用加入金制度	.....	11
2 水道料金の減免、減額制度	.....	12
IV その他	.....	14
1 健全経営に向けた借入金のあり方	.....	14
2 事業環境の変化への対応	.....	15
おわりに	.....	18

## はじめに

本審議会は、令和4年3月に神奈川県公営企業管理者企業庁長より、「施設整備及び水道料金のあり方」について諮問を受け、9回にわたる審議の後、令和5年11月に答申を提出した。

その後、神奈川県営水道では答申を踏まえ、令和6年10月から段階的に料金改定を実施しているところであるが、本審議会では、令和6年度以降の4回の審議において、県営水道事業の安定経営と円滑な事業推進に向けて引き続き検討が必要な課題を抽出し、今後の検討の方向性を取りまとめた。

### < 県営水道が実施した料金改定 >

#### 1 目的

水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた戦略的な水道施設整備<sup>※</sup>等を着実に実施するため、料金体系や料金水準等について所要の改正を行ったもの。

※ 地震発災時の断水被害をより少なく、復旧までの時間をより短くできるように広域にまたがる基幹管路、被災時に給水が特に必要な病院・避難所等への供給管路などを優先的に整備、更新する取組。

#### 2 主な改定内容

##### (1) 口径別料金体系への変更

使用用途別（家事用、業務用など）に設定していた料金（用途別料金体系）を、水道管の大きさ（口径）により一度に使える水量（受益）が変わることを踏まえ、受益に応じた負担となるよう口径別の料金設定（口径別料金体系）に改めた。

##### (2) 基本料金・基本水量の見直し

使用用途に関わらず一律に設定していた基本料金・基本水量を、口径に見合った水量を基本料金で使用できるよう口径別の設定に改めた。

##### (3) 料金水準の段階的な引上げ

平均改定率を22%とした上で、物価高騰などを踏まえた激変緩和措置として令和6年10月から3年かけて段階的に改定を実施することにした。

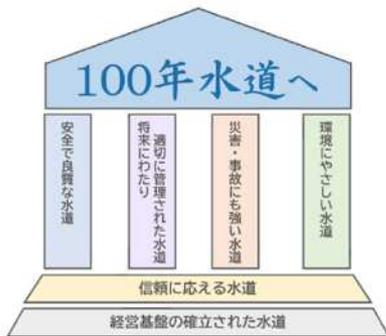
# I 施設整備関係

## 1 現状と課題

### 【現状】

- ・令和6年3月に策定した「神奈川県営水道長期構想」及び「神奈川県営水道事業経営計画」では、6つの観点と15の目指す姿の達成に向けた取組に分類した。

< 6つの観点 >



< 15の目指す姿 >

安全で良質な水道	① 安全で良質な水道水が、どこでも常に供給されています ② 気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できています
将来にわたり適切に管理された水道	③ 水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されています ④ 施設が適切に維持管理され、計画的に更新されています ⑤ 多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われています
災害・事故にも強い水道	⑥ ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されています ⑦ 大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされています ⑧ 激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされています
環境にやさしい水道	⑨ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されています
経営基盤の確立された水道	⑩ ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています ⑪ 水道料金のあり方について定期的な検証を行うなど、財政の健全化が図られています ⑫ 事業環境に合わせた組織づくり・体制づくりが行われています
信頼に応える水道	⑬ 県営水道への理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信と適切な情報提供がされています ⑭ 様々なニーズの把握に努め、その結果が事業運営に反映されています ⑮ 今まで培ってきたノウハウを活かし、地域社会や国際社会に貢献しています

- ・「神奈川県営水道事業経営計画」では、施設整備に必要な事業費をこれまでの投資規模（年平均 220 億円）よりも拡大した年平均 305 億円に増額して「戦略的な管路整備」を基本的な考え方とした整備を進めている。



- ・「神奈川県営水道事業経営計画」の主な指標値に対する取組状況は次のとおりであり、概ね順調に進捗している。

指標・目標項目	R5末	R6決算	R7予算	R8予算案		R10
基幹管路耐震適合率	72%	72% (計画：73%)	73% (計画：74%)	73% (計画：74%)	▶▶▶	75%
重要給水施設管路耐震化	53/258箇所	65/258箇所 (計画：65箇所)	77/258箇所 (計画：83箇所)	94/258箇所 (計画：97箇所)	▶▶▶	131/258箇所
主要配水池等の耐震化	83%	83% (計画：83%)	86% (計画：86%)	89% (計画：89%)	▶▶▶	96%
揚水ポンプ所の停電対策	12箇所	13箇所 (計画：13箇所)	14箇所 (計画：14箇所)	15箇所 (計画：16箇所)	▶▶▶	18箇所
有効率	95%以上を維持	95% (計画：95%)	—	—	▶▶▶	95%以上を維持

- ・「神奈川県営水道事業経営計画」の施設整備に関する予算措置状況は次のとおりである。令和8年度当初予算案では、老朽化対策への対応のための国庫補助金の活用等により、計画額よりも多くの予算を確保している。

(※ 単位：億円)

		R6	R7	R8	R9	R10	
管路	計画総額	1,032 (206/年)					
	計画額	215	205	201	204	207	
	予算額	215	222	228			
	基幹管路	計画総額	288 (58/年)				
		計画額	50	59	56	60	63
		予算額	50	53	57		
	配水支管	計画総額	744 (149/年)				
		計画額	165	146	144	144	145
		予算額	165	169	171		
施設	計画総額	484 (97/年)					
	計画額	61	103	107	112	100	
	予算額	61	86	106			
計	計画総額	1,516 (303/年)					
	計画額	276	308	308	316	308	
	予算額	276	308	334			

## 【課題】

- ・施設整備の取組は、「神奈川県営水道事業経営計画」に基づき進めてきたところであるが、最近の水道事業を取り巻く事業環境も変化しつつあり、主に次のような課題がある。

### (1) 老朽化対策（鋳鉄管更新計画関係）

県営水道では、被災時の断水被害を抑え、復旧時間を短くするため、被災した際に断水の影響が大きい基幹管路や復旧に時間のかかる管路を優先する「戦略的な管路整備」として、老朽管の更新や管路の耐震化を進めている。

そのような中、令和7年6月に鎌倉市浄明寺2丁目において、老朽化した鋳鉄管を原因とする漏水事故により、鎌倉駅周辺で約1万戸の断水・濁水が発生し、多くの店舗が臨時休業するなど、週末の観光地に大きな影響を与えたところである。

県営水道においては、多くの鋳鉄管が残存している状況を踏まえ、工事執行体制の強化や発注方法の改善を進め、給水区域内に残存する老朽鋳鉄管（約460km）の一刻も早い解消に取り組んでいく必要がある。

### (2) 耐震化対策（上下水道耐震化計画関係）

県営水道では、被災時の拠点となる重要給水施設への供給管路の耐震化を優先的に進めている。

また、管路以外の水道施設についても計画的な耐震化が進められており、国が公表した「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果」によると、県営水道の耐震化状況は全国平均を大きく上回っている。

そのような中、令和6年1月に発生した能登半島地震により、上下水道システムの急所施設に甚大な被害が生じたことから、上下水道一体での耐震化の推進が課題となった。

今後は、各市町の下水道部局とも密にコミュニケーションを図りながら、上下水道一体での耐震化をさらに推進していく必要がある。

## 2 審議会における主な意見

- ・ 今回の料金改定に向けて様々な試算をされた時点と現時点において、例えば労務単価、資材単価がだいぶ変わってきている。
- ・ 上下水道を一体で耐震化を進めるという話があるが、電気、通信、ガス等といった他のライフライン事業者と連携しながら進めていくような観点も必要ではないか。
- ・ 地震や事故が起きると、国から計画を策定せよという話が出てくる。県営水道の職員数も厳しくなっていると思うが、マンパワーは大丈夫か。
- ・ 水道に関わる人材、技術者の確保という課題では、事業者の側で工事を受注したくても、人手が足りず対応できない場面が出てくるのではないか。受注者側の対策も検討課題として挙げておいた方が良い。
- ・ 人材育成、人材確保は、続けて働きたいと思えるような職場環境をどのように用意するのが大切である。研修、あるいは他の自治体や国との交流で切磋琢磨できるような学びの場があるとよい。
- ・ 国では「DX」を推進しているが、DXという名の下に逆に仕事が増えてしまっている部分もあるように見える。本当の意味でのDX化を進めていかないと、今の人数では本当に手一杯になってしまうと思う。
- ・ 上下水道一体化の事柄について、県営水道の場合には（市町の）下水道部門と水道部門が組織的にも事業的にも分かれているので、そこをどのように調整していくのか。
- ・ 基幹管路の複線化（リダンダンシー確保）について、今後の施設整備計画への位置づけ方や事業開始の時期によっては、施設整備費の水準、適正な料金算定の原価にも影響してくる。

## 3 今後の検討の方向性

- ・ 道路工事や下水道・ガス工事との連携などの観点も踏まえながら、労務・資材単価の上昇や、人材育成・人材確保の問題など、事業環境の変化に伴う課題への対応を検討することが望ましい。
- ・ 将来にわたる水道施設整備水準を明らかにした上で、水道施設整備の考え方について、妥当性等を検討することが望ましい。

## II 料金体系関係

### 1 料金改定後の状況分析

#### (1) 水道料金収入の計画対比

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
計画 (R6.3策定)	-	545	598	612	617	615
予算・決算	513 (決算)	548 (決算)	598 (予算)	613 (予算案)	-	-

今回の料金改定は10月実施であったため、令和6年度決算における改定による影響は約半年分に留まるが、予算に対し約3億円上回る結果となった。

また、改定後における使用水量の実績等をもとにした令和7年度予算及び令和8年度予算案では、計画で示した収入額が確保可能と見込んでいる。

#### (2) 使用水量の推移

用途	令和5年度 決算 (A) (m <sup>3</sup> )	令和6年度 予算 (B) (m <sup>3</sup> )	R5決算・ R6予算 対比 (B/A) (%)	令和6年度 決算 (C) (m <sup>3</sup> )	R5決算・ R6決算 対比 (C/A) (%)
家事用	245,735,410	239,971,491	97.7	244,726,212	99.6
業務用	49,162,725	50,697,819	103.1	49,500,573	100.7
営業用	30,851,196	31,767,295	103.0	31,303,742	101.5
公共用	6,908,719	7,007,679	101.4	6,923,042	100.2
工業用	11,402,810	11,922,845	104.6	11,273,789	98.9
浴場用	49,595	49,829	100.5	47,286	95.3
プール用	460,042	463,085	100.7	382,155	83.1
一時用	342,417	321,914	94.0	367,080	107.2
小計	295,750,189	291,504,138	98.6	295,023,306	99.8
分水	6,791,164	8,010,000	117.9	6,195,482	91.2
合計	302,541,353	299,514,138	<b>99.0</b>	301,218,788	<b>99.6</b>

物価高騰が続く中における料金値上げとして、改定を機に節約志向が更に高まることなども想定し、令和6年度の使用水量を令和5年度決算と比べて1%程度減少するものを見込んでいたが、実際の使用動向では大きな落ち込みが見られず、結果として0.4%の減少に留まった。

また、工業用の使用水量は、コロナ禍で大きく減少した後に回復傾向を示していたことを踏まえ、予算編成時には増加を見込んでいたが、決算では減少となった。その背景として、1使用者あたりの使用水量は前年度から微増となっ

た一方で、使用者数が減少していることが挙げられ、工場等の閉鎖のほか、地下水利用への移行があるものと推察される。県営水道では、今回の料金改定において、逡増度を緩和したことで多量使用者への影響を抑えていることに加え、地下水利用者向けには、地下水利用から水道の利用に転換した場合に増加した使用水量に係る水道料金を減額する制度を説明するなどの対応を図っているが、引き続き水道の利用促進策の検討が必要と考えられる。

なお、令和7年度上半期における使用水量実績を見ると、全体では予算編成時の想定を上回っているところであるが、段階的に改定を実施している途中であるため、引き続き使用動向を注視していく必要がある。

令和7年度上半期（4～9月）用途別有収水量の予算・実績対比

用途	令和7年度 上半期予算(A) (m <sup>3</sup> )	令和7年度 上半期決算(B) (m <sup>3</sup> )	対 予 算 (B/A) (%)
家 事 用	118,425,671	120,438,777	101.7
業 務 用	25,459,081	24,902,642	97.8
営 業 用	16,135,205	15,867,859	98.3
公 共 用	3,511,107	3,523,898	100.4
工 業 用	5,812,769	5,510,885	94.8
浴 場 用	23,684	23,714	100.1
フ ー ル 用	327,500	334,085	102.0
一 時 用	202,025	190,887	94.5
小 計	144,437,961	145,890,105	101.0
分 水	3,965,400	2,976,074	75.1
合 計	148,403,361	148,866,179	100.3

### (3) 収納率の推移

(単位 %)

R1	R2	R3	R4	R5	R6
99.51	99.53	99.53	99.55	99.59	99.53

(R1～R5 までの5年平均 : 99.54%)

令和6年度の収納率(99.53%)は、改定前の5年平均(99.54%)と比較して大きな変化は見られていない。なお、段階的に改定を実施している途中であるため、引き続き収納率の動向を注視していく必要がある。

## 2 基本料金のあり方

### (1) 現状と課題

- ・安定経営を図るためには、基本料金の収入割合を引き上げていく必要があり、料金改定により26%から30%に引き上げた。
- ・水道事業における固定的な支出は基本料金収入で賄うことが理想であるが、支出の約9割を占める固定費を賄うためには現行の基本料金を約3倍まで引き上げなければならない。

### (2) 審議会における主な意見

- ・基本料金の収入割合を段階的に高めていく方向性で、引き続き検討していくことが必要である。
- ・基本料金を上げることにより、それぞれの使用者群がどの程度負担増となるのか、全体のバランスを見ながら対応を考えていく必要がある。

### (3) 今後の検討の方向性

- ・基本料金の収入割合について、当面の目標として答申で示された41%に向けて段階的に引き上げていくことを基本としつつ、少量使用者・多量使用者それぞれにおける影響を見ながら検討することが望ましい。

### 3 基本水量のあり方

#### (1) 現状と課題

- ・一律で月 8 m<sup>3</sup>としていた基本水量について、料金改定により右表のとおり口径別の設定に改めた。
- ・公衆衛生の向上を急務とする時代ではない等の理由により、全国的には基本水量を採用する水道事業者が減少傾向となっている。

口径	基本水量 (m <sup>3</sup> ) /月
13~25mm	4
30mm	10
40mm	30
50mm	50
75mm	100
100mm	150
150mm	350
200mm	500
250mm	800
300mm	1,200

#### (2) 審議会における主な意見

- ・新たなウイルスの出現可能性や、PFOS・PFOAの問題等もあり、公衆衛生水準を維持していく必要性は残されている。
- ・基本水量をなくした場合、少量使用者において節水のインセンティブが働くことが想定されるため、減収への影響を考慮する必要がある。
- ・基本水量と逦増制は表裏の関係として個々に議論するのではなく、水道事業の費用構造をもとに料金体系全般を検討する必要がある。

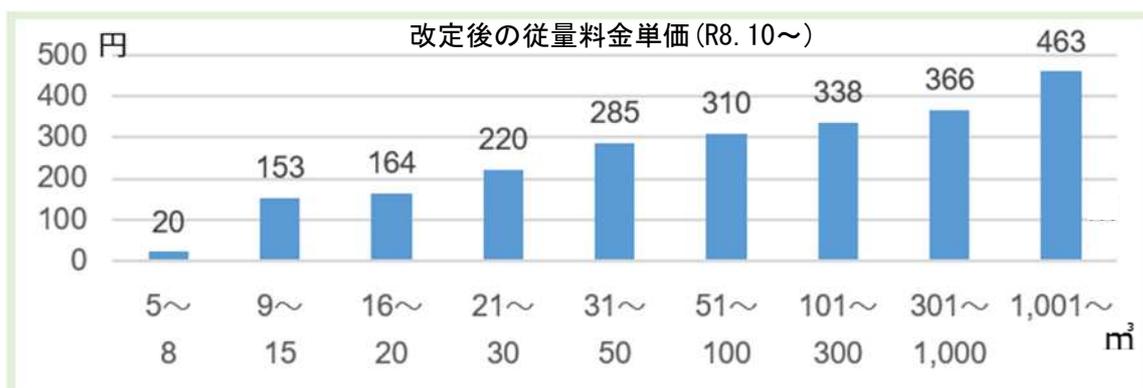
#### (3) 今後の検討の方向性

- ・基本水量を廃止した場合の社会的、あるいは経営的な影響を見極めながら、今後のあり方を検討することが望ましい。

## 4 逡増制のあり方

### (1) 現状と課題

- ・多量使用を抑制するという逡増制の意義が薄れつつある中、料金改定により逡増度の緩和を図った。(改定前：4.91 → 改定後：3.81)
- ・逡増制のもとでは多量使用者における節水や地下水利用への転換を促す恐れがある一方、逡増制の見直しは少量使用者への急激な負担増も懸念される。



### (2) 審議会における主な意見

- ・多量使用者が水需要を増大させている状況にないことから、逡増度自体は見直していかざるを得ない。
- ・水道法では清浄・豊富な水を低廉に供給することが水道事業者の使命とされていることから、生活用水の低廉化への配慮も求められる。

### (3) 今後の検討の方向性

- ・少量使用者への急激な負担増とならないように、逡増度の見直しによる影響を見極めながら段階的に緩和する方向性で検討することが望ましい。

### Ⅲ 料金制度関係

#### 1 水道利用加入金制度

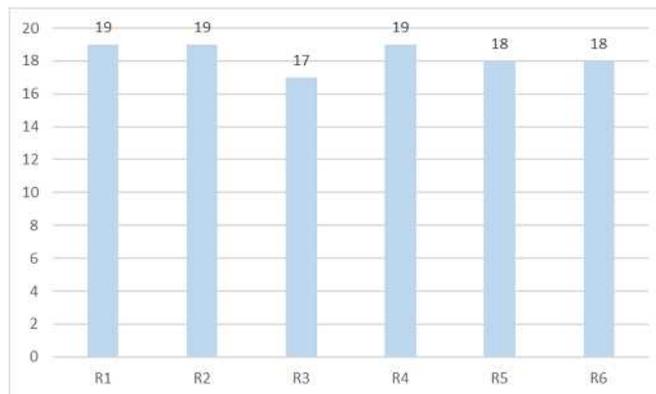
##### (1) 現状と課題

- ・水道利用加入金による収入は年間約 18 億円となっており、収入の大きな柱となっている。
- ・水源開発等の終了により、水道利用加入金制度の意義が薄れつつあるが、水源開発に係る企業債償還が令和 19 年度まで続くことから、現時点で制度を廃止することは難しい。

水道利用加入金額(現行)

口径	金額 (円)
25mm以下	120,000
25mm超～40mm以下	875,000
40mm超～50mm以下	1,350,000
50mm超～75mm以下	3,250,000
75mm超～100mm以下	5,550,000
100mm超～150mm以下	12,500,000
150mm超	別に定める

【水道利用加入金収入の推移 (税込・単位：億円)】



##### (2) 審議会における主な意見

- ・水道利用加入金を減額又は廃止した場合、その減収分をどうするのか、水道料金の改定に反映させるかなどを含めて検討する必要がある。
- ・安定的な財源として無視できないため、水源開発費用への対応に限定することなく、現在及び将来にわたる水道施設を新規に利用する場合の加入金等に位置付けることで、制度を継続する選択肢もあるのではないかと。

##### (3) 今後の検討の方向性

- ・水道利用加入金制度は収入の大きな柱であるため、水道料金の定期的な検証と合わせて制度のあり方を検討することが望ましい。

## 2 水道料金の減免、減額制度

### (1) 現状と課題

- ・ 県営水道では、右表による児童扶養手当受給世帯や障害者世帯などを対象とした「社会福祉減免制度」のほか、地下水利用から水道水への転換を促すことを目的とした「地下水転換減額制度」、また、企業誘致施策への協力を目的とした「企業誘致減額制度」を設けている。
- ・ 独立採算を原則とする公営企業においては、受益者負担の原則になじまない経費は行政的経費で賄うべきものであるが、県営水道が実施している減免、減額制度は、いずれも一般会計からの繰入金を受けておらず、水道料金収入で減免相当額の経費を補っている。
- ・ 財源負担について市町との意見交換では、県営水道が独自に始めた経緯などを理由として、県または県営水道が負担すべきとの意見が出されており、また、県の一般会計からの繰入については、県営水道の給水区域が県の一部（12市6町）に留まる点が課題となる。
- ・ 減免制度としての取扱いではないが、口径別料金体系への転換に伴い、より大きな影響が生じる家事用の老人ホーム等へは激変緩和措置として従量料金における負担軽減を図る専用の料金設定を講じている。

県営水道における現行の社会福祉減免

減免対象	減免額
児童扶養手当受給世帯	「口径25mm以下の基本料金」と「使用水量8m <sup>3</sup> /月までの従量料金」に消費税等相当額を加えた額(1,067円/月※R6.10～)
特別児童扶養手当受給世帯	
遺族基礎年金受給世帯	
障がい者世帯	算定した水道料金の20%
要介護者世帯	
障がい者就労施設	算定した水道料金の20%
障がい者グループホーム	

### 【(参考) 社会福祉減免実績 (R6 決算)】

減免理由	件数	減免額(円)
児童扶養手当受給世帯	9,402	98,788,364
特別児童扶養手当受給世帯	2,125	22,528,988
遺族基礎年金受給世帯	526	5,272,942
知的障害者世帯	4,171	44,081,237
身体障害者世帯	25,723	274,199,650
精神障害者世帯	1,600	16,969,655
要介護者世帯	1,880	19,729,753
重複障害者世帯(精障・身障)	63	666,067
重複障害者世帯(精障・知障)	315	3,254,598
重複障害者世帯(知障・身障)	39	388,712
その他(料金適用用他)	62	999,182
施設減免	975	47,532,666
合計	46,881	534,411,814

## (2) 審議会における主な意見

- ・社会福祉減免については、県営水道が独自に導入した経緯から原理原則論だけで整理することが難しいものの、誰もが必要不可欠な水を無理なく使用できるというアフォーダビリティの観点に立って、社会福祉施策の動向等を見ながら、機を捉えて検討していく必要がある。
- ・生活困窮等に対する福祉について市町がどう考えるかということも大事であるため、今後とも市町と議論を重ねながら検討を進めていただきたい。
- ・水道料金が使用者間で公平であるという観点を忘れてはならない。
- ・重点支援地方交付金を財源とした新たな減免による物価高騰支援などのニーズが高まっている中、県に交付される交付金をもとに、一部の地域の方だけを対象とした減免というのは公平性の観点から問題があるので、水道料金の減免ではなく、他の資金の拠出等により最終的に住民に対して広く公平にいきわたるような施策も必要である。
- ・地下水転換減額制度は、負担の公平性の面では課題があるものの、経営面からの利点という視点もあることから、逡増制のあり方とも合わせて引き続き検討していく必要がある。
- ・老人ホーム等への配慮として用途別の要素が残されているが、激変緩和措置としての対応であるため、今後の見直しの中であり方を検討する必要がある。
- ・減免制度は時限的な対策として、導入時に意図した効果が達成できた時点で見直しを行うべきと考える。

## (3) 今後の検討の方向性

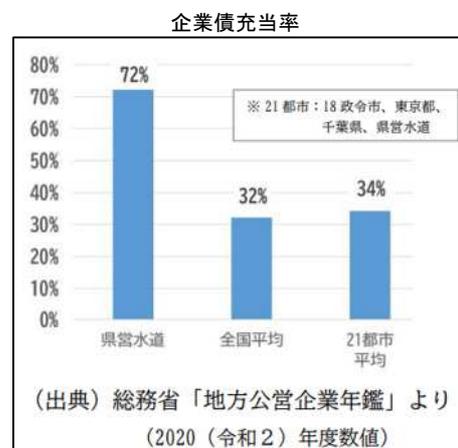
- ・水道料金の減免、減額制度は、これまでも負担の公平性の観点から見直しが図られているが、引き続き、負担の公平性を確保する視点を忘れることなく、社会福祉施策の動向等を見ながら、機を捉えてあり方を検討することが望ましい。

## IV その他

### 1 健全経営に向けた借入金のあり方

#### (1) 現状と課題

・これまで建設改良事業費の増に対して、企業債等の借入金の活用により財源を捻出してきた結果、企業債充当率は大都市平均の倍を超える水準となっていたことから、令和6年度以降は、企業債充当率を1%程度ずつ引き下げ、令和13年度に67%まで抑えることを目指す形で財政の健全化に取り組んでいる。



- ・令和8年度計画額72%に対し、予算案ベースで69%と、当初計画よりも企業債充当率を低く抑えられるものと見込んでいる。
- ・一方で、令和6年3月の日本銀行金利引き上げを受けてマイナス金利が終了し、日本経済が「金利のない世界」から「金利のある世界」に移行しつつある状況にあっては、将来の利子負担増が懸念される。

#### (2) 審議会における主な意見

- ・借入金の割合を抑えていくためには、国庫補助金の活用を図る必要がある。
- ・将来世代の負担が重くならないように、適切な財源対策を講じながら企業債充当率の低減を図っていく必要がある。
- ・国庫補助金、地方財政措置等は有利子負債を減らすという方法で活用すべきと考える。また、国庫補助金のみならず内部資金調達をしっかりと行い起債を減らしていくことで、将来の安定的な経営に結び付くと考える。

#### (3) 今後の検討の方向性

- ・国庫補助金の活用等、適切な財源対策を講じながら企業債充当率の低減を図る方向性をもとに、将来の安定的な経営に向けて借入金のあり方を検討することが望ましい。

## 2 事業環境の変化への対応

### (1) 現状と課題

#### ア 財政に関すること

- ・ 労務単価や資材費等の上昇、金融政策の転換に伴う金利の動向等に伴い、今後の財政収支への影響が懸念される。
- ・ 平成 18 年以降、長期間改定を実施してこなかったことが大きな改定率となった一因であることを踏まえ、水道料金の定期的な検証が必要である。

#### イ 人材に関すること

- ・ 人材確保に向けて試験制度の見直しや受験者増のための広報に取り組んできたが、技術職について、必要人数の確保が困難な状況が続いている。
- ・ 本格的な人口減少社会が到来し、人材獲得競争が激化する中、人材確保がより困難になることが予想され、さらなる取組が必要である。

#### ウ 事業運営に関すること

- ・ 県営水道の給水区域は、海岸線から丘陵地帯、山間部まで広範囲に及ぶため水道施設を分散して配置しなければならないうえ、標高差も大きいことから、管路延長が同程度の規模の事業者と比較しても、配水池やポンプ所等を多く有しており、また給水区域面積の広さに対して給水人口及び有収水量は低く、事業効率が高くない状況である。
- ・ 老朽化した施設の大量更新や激甚化する自然災害への対応など、直面する多くの課題に対応するため、「営業所の統合による組織力の強化」、「現場対応力の確保」、「専門センターの設置による業務の効率化」、「円滑な技術継承と人材の育成」を視点として、令和 7 年 2 月に県営水道出先組織再編計画を策定した。
- ・ 時代に適した経営基盤の確立に向けて、各種システムの導入や手続きのデジタル化を進めている。新たなデジタル技術の活用として、検針業務におけるスマートメーターの導入が想定されるが、通信機能を有したメーター本体価格や通信費などのコストが最大の課題であり、他の水道事業者と連携して仕様の標準化等を図っていく必要がある。
- ・ 人口減少に伴い水需要が減少していく中で水の安定供給を維持するためには、水道事業者の枠組みを超えた施設の共同利用などの広域連携により経営の効率性を高めていく必要があり、現在、5 事業者（神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・企業団）による水道システムの再構築（※次項参照）に向けて取り組んでいる。

エ 環境に関すること

- ・浄水場において使用する電力について、県営電気事業の水力発電の電力を活用することによりCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るなど「環境にやさしい水道」に向けて取り組んでいるが、水道は、取水から浄水処理過程を経て配水されるまで電気を多く使用するため、施設整備に合わせた省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を継続的に進めていく必要がある。
- ・水源環境の面では、水道原水の水質が変化することで浄水処理に影響を及ぼすことが課題であり、有機フッ素化合物 PFOS・PFOA への対応を含め、水質検査体制を整備するなど適切に対応する必要がある。

神奈川県内水道5事業者が目指す水道システム再構築

- ・5事業者は、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて、将来を見据えた「水道システムの再構築」の検討を進めている。

水道システム再構築に係る方向性と目標

取組の方向性	目標	見込まれる効果
水道施設の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現在の11浄水場を8浄水場へ再編 (ダウンサイジング)</li> <li>→ 企業団の3浄水場を増強</li> <li>→ 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 更新費用の削減</li> <li>▶ 維持管理費の削減</li> </ul>
上流取水の優先的利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上流の未利用水利権の活用</li> <li>◆ 下流の水利権の上流での活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 水質事故リスクの低減</li> <li>▶ CO<sub>2</sub>排出量の削減</li> </ul>
取水・浄水の一体的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 取水・浄水・送水の一体的管理の仕組みを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害・事故時等においても弾力的な水運用の実現</li> </ul>

- ・老朽化に伴う施設の更新時期等を踏まえ、水道事業者の3浄水場を廃止対象と想定し、相模川と酒匂川の2水系から取水可能な企業団の浄水場を増強することとして、取組の実現を目指している。



廃止想定とする浄水場と増強対象の企業団浄水場

## (2) 審議会における主な意見

- ・改定前に見込んだ収支に対して改定後の状況がどうであるか、頻度を高くして確認していく必要がある。また、物価変動をどのように料金改定の中で位置付けていくのかは、避けて通れない基本的な課題である。
- ・地下水への移行などの契約関係の変化、水道を使用する事業形態の変化や大口需要家の意見など、水道事業全体の事業環境に関する情報収集を広範に行う必要がある。
- ・人材確保・育成では、働き方として「この職場で継続して働きたいと思える職場環境」を用意していくことが大事である。
- ・水道に係る人材、技術者の確保について、どういう対策を打っていくのかを次期の審議会で積極的に検討していくことが大切である。
- ・県営水道の給水区域は地形や人口密度の状況から、近隣他事業体と比べても効率的な事業運営が困難という特徴があり、単純に他事業体と比較して論じることは難しい。
- ・脱炭素化やスマートメーターの普及などの外部環境の変化を的確に捉え、中長期的な視点から事業運営のあり方を検討していく必要がある。
- ・スマートメーターは、今後人手不足が深刻化していくことが予測されている中で必要不可欠な取組であるが、経営に与える影響も無視できないため、コスト面と期待する効果を立ち止まって考える時期に来ている。
- ・広域連携や共同化を大きなキーワードとして、地域全体として最適化を図ることができる次世代水道をどう作っていくかを考えていくべきである。
- ・水道事業を支える体制について、県営水道の内部はもちろんのこと、民間企業や周辺の水道事業者も含めて考えていくべきである。

## (3) 今後の検討の方向性

- ・給水区域の地理的特性・人口分布の状況や、今後も続く人口減少等に伴う使用水量の減少を踏まえつつ、広域連携や共同化により効率性を高めていくことも大きな視点として、長期的な施設整備のあり方について検討することが望ましい。
- ・改定後の経営状況や、外部環境の変化、デジタル化の進展等が経営に与える影響を明らかにした上で、水道料金の妥当性を含めて財政収支を定期的に検証することが望ましい。
- ・水道事業を支える体制については、県営水道における人材の確保、育成について次期審議会で積極的に検討することに加え、民間企業や近隣の水道事業者も含めて考えていくべきである。

## おわりに

神奈川県営水道が実施した料金改定では、経営の安定化と負担の公平性の両面から水道料金のあり方を整理し、料金体系を用途別から口径別に転換するなど抜本的な見直しが図られている。その中で、個々の水道使用者が受ける影響を踏まえた激変緩和措置などの配慮策を講じることで、円滑な料金改定の実施に努めているものと理解する。

また、県営水道は、100年先の未来へ向かう将来構想として「神奈川県営水道長期構想」を策定し、将来を見据えた長期的かつ計画的な事業運営を進めているところであるが、水道事業では人口減少等に伴う料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴い深刻化する担い手不足などの課題が山積しており、今後の経営環境はより一層厳しさを増していくことが想定される。

以上のことから、引き続き中長期的な展望を持って県営水道における施設整備及び水道料金のあり方を検討していくことが求められる。

こうした認識のもと、県営水道に関する必要な事項を調査審議し、意見を建議していくという本審議会の役割を果たしていくため、今般取りまとめた「次期審議会における今後の検討の方向性」を基に、事業経営に関する諸課題について審議を進めていくこととする。